

# 広域連合



### 掛合酒蔵資料館(雲南市掛合町)

掛合酒蔵資料館は4月23日にオープンした施設です。掛合町(現在の雲南市)が竹下本店より建物の寄付を受け、酒蔵の建造物としてのおもむきを保存し、伝統文化としての日本酒醸造文化を伝承・紹介するために作られました。

初夏号  
発行・編集  
雲南広域連合

2005  
Vol.36

5

平成17年5月18日発行

〒690-2403  
島根県雲南市三刀屋町下飯谷1773-1  
TEL:0854-45-5880 FAX:0854-45-5887  
E-mail: info@unnan.jp

くまのうごうた	イベント情報	平成17年度職員配置	介護保険情報コーナー	平成17年度当初予算	連合長所信表明概要
10	8~9	7	5~6	3~4	2

## 平成十七年度雲南広域連合長所信表明

# 句を感じ、生命を育む ゆうきの里雲南をめざして

平成十七年二月十五日に雲南広域連合議会二月定例会が開かれ、速水広域連合長が雲南広域連合として今年度取り組む主要課題について、所信表明を行いました。主な内容について要旨を掲載します。



## 1. 介護保険の現状と 制度改正について

平成十二年四月にスタートした介護保険制度は、第二期事業計画の最終年を迎え、第三期事業計画策定の時期が迫っています。雲南地域は要介護者が増加する傾向にあり、それに伴って保険給付費も十七年度には五十九億円を超えるものと思われまます。

介護予防の強化などを図るための制度改正が現在国会で審議

されており、五月末頃の成立が予定されています。成立後、平成十八年三月までの間に、第三期事業計画の策定を始め、新制度への移行作業等早急な事務手続きや住民周知が必要となります。関係機関と連携を図りながら、制度改正に的確に対処し、着実な事業の実施に努めてまいります。

## 2. 新たな広域行政の推進

厳しい財政運営が続く構成市町の負担を軽減するため、さらなる広域行政組織の見直しが必要

要と考えます。雲南地域の新たな連携による、広域行政の推進を図ることが必要であると考えます。

## 3. 広域計画の見直し

広域連合の事業指針である広域計画は、見直しの時期を迎えています。町村合併によって自治体を取り巻く諸情勢が大きく変革しており、さらには新しい市町の総合計画との整合性を図る必要があります。

構成市町と協議を重ね、基本理念の「句を感じ生命を育むゆうきの里 雲南」の創造に向けて、広域連合がその中心的役割を担うべきであると考えています。

## 4. 広域観光振興

市町村では観光関連予算の縮減を余儀なくされる今日、単独市町の観光推進施策には限界があります。効率的・効果的な観光振興を図るには、各市町の観光資源を連携し、情報発信に努め、誘客につなげていくことが重要

です。

観光は、歴史、文化、自然等総合的に活用することから、その効果はあらゆる産業に波及し、地域経済を活性化する有効な手段の一つです。行政が連携して情報発信に努め、民間事業者とも連携して民間活力を喚起し、斬新なアイデアの導入によって観光客の増加と地域の活性化に力を尽くしてまいります。

## 5. 情報発信事業

未来博物館は、インターネットを通じて全国へ雲南地域から発信するとともに、学校教育や生涯学習現場においても、郷土学習教材として活用されています。今後はホームページと一体的に管理してまいります。

広域連合のホームページでは、観光情報の発信や、販売元へのアクセスができるような特産品情報の発信など、情報の拡大に努めてまいります。

※所信表明の全文は、雲南広域連合のホームページに掲載しています。

平成  
17年度

# 雲南広域連合当初予算の概要

## 一般会計

当初予算は87,253千円で前年度当初予算と比べると21,147千円（前年度比80.4%）の減額となりました。

### 前年度と比べ当初予算減額の理由は

- 平成14年度から行ってきた雲南未来博物館整備事業が16年度で旧町村すべてのコンテンツ整備が完了したため。
- 平成12年度から実施してきた光ファイバー整備事業が市町村合併に伴う工事も終了したため、介護保険特別会計へ事務を移管したため。
- 町村合併により執行部、議員減により報酬等が減となったため。

### 主な使いみち

テレビ番組「発見！まるごと奥出雲」の放映……………10,500千円  
毎月1回広島県内において30分番組を放映し、雲南地域の魅力を紹介します。

奥出雲日帰りバスツアー……………2,100千円

雲南地域への誘客を図るため、広島地域からのバスツアーを実施します。

島根ふるさとフェア……………1,130千円

広島市で島根県全市町村が集まりフェアを開催します。

雲南物産展……………3,944千円

雲南物産展を広島市で開催し、雲南地域の特産品販売と観光等の情報発信を行います。

雲南地域ポータルサイト整備事業……………3,141千円

雲南地域の観光情報や特産品情報を発信するホームページを整備します。

## 平成17年度一般会計予算概要 (単位:千円)

### 歳入

市町負担金	県支出金	諸収入	繰越金	財産収入	合計
78,687	8,000	5	1	560	87,253

### 歳出

議会費	総務費	公債費	諸支出金	予備費	合計
2,665	83,200	387	1	1,000	87,253

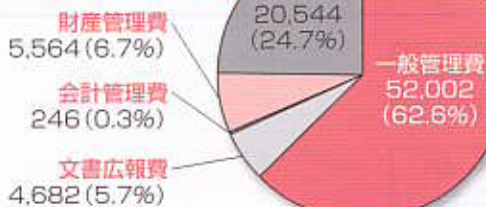
### 総務費の内訳

総務管理費	選挙費	監査委員費	合計
83,038	55	107	83,200

### 総務管理費の内訳

一般管理費	文書広報費	会計管理費	財産管理費	企画費	合計
52,002	4,682	246	5,564	20,544	83,038

### 総務管理費の内訳



### 一般歳入



### 一般歳出



# 介護保険特別会計

当初予算は6,096,600千円で前年度当初予算と比べると276,100千円（前年度比104.7%）の増額となりました。

## 前年度と比べ当初予算増額の理由は

- 保険給付費が前年度に比べて309,595千円（前年度比105.5%）増加したため。

## 歳入不足に対しては

- 介護保険給付費に充てるための給付費準備基金（貯金）から47,108千円を繰り入れます。それでも不足する場合は、島根県が設けている介護保険財政安定化基金より63,360千円の範囲内で広域連合債として借ります。

## 主な使いみち

介護サービス給付費……………5,905,137千円

要支援・要介護者の居宅サービス及び施設サービス費用のうち保険給付に必要な費用です。

介護認定審査会費……………55,420千円

認定の調査費、主治医意見書の作成料、認定審査会の実施に必要な費用です。

事業計画審議会費……………4,737千円

介護保険の実施状況を点検し、必要な対策を検討する審議会の運営に必要な費用です。今年度は介護保険事業計画の見直しも行います。

趣旨普及費……………1,937千円

介護保険制度の仕組みやサービスの利用促進などのお知らせに必要な費用です。

介護保険運営事務費……………126,458千円

介護保険の管理運営を行うための事務に必要な費用です。

## 平成17年度介護保険特別会計予算概要

(単位:千円)

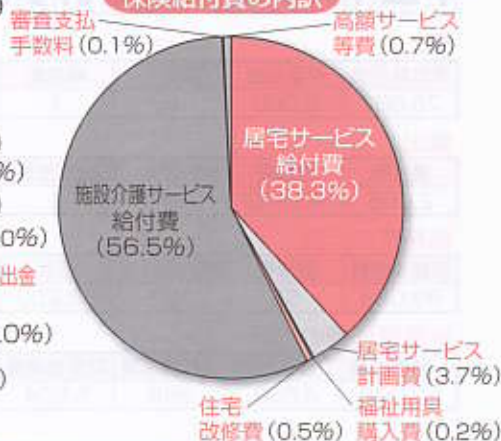
### 介護保険特別会計歳入



### 介護保険特別会計歳出



### 保険給付費の内訳



### 歳入

保険料(第1号被保険者保険料)	支払基金交付金(第2号被保険者保険料)	市町負担金	県支出金	国庫支出金	繰入金	広域連合債	繰越金	財産収入	寄付金	使用料及び手数料	諸収入	合計
817,398	1,889,639	928,816	738,139	1,612,090	47,108	63,360	1	15	1	1	32	6,096,600

### 歳出

総務費	保険給付費	財政安定化基金拠出金	基金積立金	公債費	諸支出金	予備費	合計
188,552	5,905,137	529	15	1,148	219	1,000	6,096,600

### 保険給付費の内訳

居宅サービス給付費	居宅サービス計画費	福祉用具購入費	住宅改修費	施設介護サービス給付費	審査支払手数料	高額サービス等費	合計
2,259,540	219,292	10,397	31,315	3,335,167	8,291	41,135	5,905,137

# 介護保険情報コーナー

平成17年度

## 介護保険料仮徴収開始について

### 「仮徴収開始通知書」を4月中旬に送付しました。

年間保険料額を年6回に分け2ヶ月に1回ずつ納付していただきますが、該当する所得段階は前年の所得により住民税が確定してから決定しますので、第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）の間は、仮の金額で納付していただきます。仮の金額は前年度の所得段階を参考に決定しております。なお、第4期（10月）以降については、確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた額を納付していただきます。（確定した保険料額は9月中旬に「本算定開始通知書」を送付します。）



### 特別徴収の方（年金天引き）

特別徴収の方は、16年2月に天引きされた金額を仮徴収額として第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）と天引きされます。「仮徴収開始通知書」を4月中旬に送付しました。

### 普通徴収の方（口座振替、自主納付）

16年度の所得段階をもとに以下の金額をそれぞれ第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）に納付していただきます。

16年度の所得段階	第1段階の方	第2段階の方	第3段階の方	第4段階の方	第5段階の方
期別仮徴収額	2,800円	4,600円	6,300円	8,000円	9,800円

## 4月2日以降に65歳以上になられる方の仮徴収について

65歳到達後の納期において、第1段階に該当する方を除き1期あたり6,300円を仮徴収額として納付していただきます。

第4期（10月）以降については、確定した所得段階の保険料額から仮徴収の合計を差し引いた額を納付していただきます。

なお、65歳になられた年は年金から天引き（特別徴収）することができませんのでご注意ください。翌年の10月までは口座からの引き落とししか納付書によって納付していただきます。

※年金の種類や受給額などによっても天引きできない場合があります。